

農業をやりたい人と手伝ってほしい農家さんをつなぐ

## 農業サポーター人材バンクに登録しませんか

町では、農業をやってみたい人と農繁期などに労働力不足で困っている農業者をつなぐ、「まさき農業サポーター人材バンク登録制度」を始めました。これは、簡単な登録手続きをするだけでお互いの情報を共有し、雇用に関する交渉や契約を直接行うことができる制度です。

登録方法などを紹介しますので、ぜひ利用してください。



問 産業課農業振興係 ☎ 985-4119

### 利用の流れ

#### ①登録申請をする

「農業サポーター人材バンク登録申請書」と「暴力団等でない旨の誓約書」に必要事項を記入し、本人確認書類（運転免許証など）と認め印（朱肉を使うもの）を持って産業課で申請する。

※ 申請書と誓約書の様式は町のホームページからダウンロードするか、産業課の窓口にあります。

※ 申請者本人が直接持参してください。

#### ②登録者の情報を閲覧する

農業サポーター人材バンクに登録した人の情報を産業課の窓口で閲覧する。

※ 登録した人の希望事項（作業内容や勤務時間など）は町のホームページに匿名で掲載しますので、誰でも閲覧できます。

#### ③希望条件に合う相手と交渉する

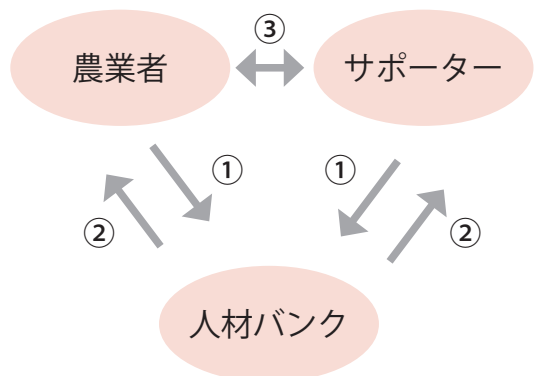
希望条件に合う相手が見つければ、直接連絡を取り合っ  
て雇用に関する交渉や契約を行う。

#### ●登録要件

【農業者】町内で農業を営む農業者

【サポーター】登録申請をする日が属する年度の4月1日時点で満15歳以上の人

#### ●イメージ図



## 安心して農地の貸し借りをしませんか

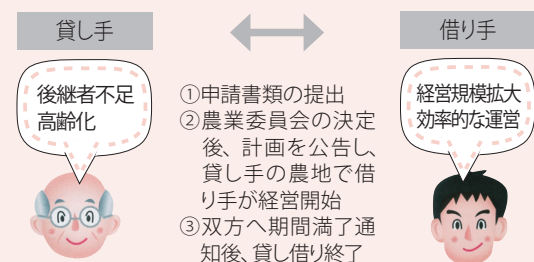
安心して農地の貸し借りができる「利用権設定等促進事業」（右図）で、効率的な経営をしませんか。

#### ▶メリット

- ・貸した農地は必ず返ってくる
- ・期間満了後の離作料は不要
- ・利用権の再設定で継続した貸し借りも可能

▶受付期間 4月1日(月)～26日(金)

#### ●利用権設定等促進事業



問 農業委員会事務局 ☎ 985-4131

ゼロから始めるジョギング教室



初めてジョギングをする人を対象に、準備運動、走り方や体幹トレーニングなど安全にジョギングを続けるためのコツをアドバイザーと一緒に楽しく健康になりましょう。

日時

【春コース】5月13日(月)、20日(月)、27日(月)、6月3日(月)、10日(月)、17日(月)、24日(月)、7月1日(月)、8日(月)、22日(月)のいずれも19時〜21時
【秋コース】9月4日(水)、11日(水)、18日(水)、25日(水)、10月2日(水)、9日(水)、23日(水)、30日(水)、11月6日(水)、13日(水)のいずれも19時〜21時

場所 福祉センター2階集会所、松前公園

対象 町内在住でおおむね30歳から64歳までの人

内容 管理栄養士と理学療法士によるミニ講座、ジョギング、ストレッチなど

講師 理学療法士、管理栄養士、ジョギングインストラクターなど

定員 各コース30人(先着順)

参加費 無料

準備物 タオル、水分、シューズ

申し込み方法 電話かメールで申し込み

※メールの場合は、受信後3日以内(土日祝を除く)に受け付け完了メールを送信します。

申し込み期間

【春コース】3月25日(月)〜4月19日(金)
【秋コース】7月1日(月)〜8月16日(金)
※定員になり次第締め切ります。



初回ゲストランナー 土佐礼子さん

各コース初回は、三井住友海上女子陸上競技部アドバイザーでオリンピックの土佐礼子さんの指導が受けられます。

申込先・問い合わせ

健康課保健センター係

☎985-4118

✉731hoco@town.masakihime.jp

春の町内散策にレンタサイクルを利用しやすい料金になりました



4月から、Y's Road 松山店 エミフルMASAKIのレンタサイクル利用料金が今までの半額以下に改定されました。大型連休も控えるこの春、利用しやすくなったレンタサイクルで町内散策に出掛けませんか。

自転車の種類 クロスバイク、折りたたみ自転車、電動アシスト

付き自転車、タンDEM自転車など

利用料金 1台1000円(2000円(保険代1000円が別途必要))

Y's Road 松山店 エミフルMASAKI

産業課商工水産観光係

☎985-4120

☎984-4835

2000円(保険代1000円が別途必要)

Y's Road 松山店 エミフルMASAKI

産業課商工水産観光係

☎985-4120

☎984-4835

2000円(保険代1000円が別途必要)

Y's Road 松山店 エミフルMASAKI

産業課商工水産観光係

☎985-4120

☎984-4835

2000円(保険代1000円が別途必要)

Y's Road 松山店 エミフルMASAKI

産業課商工水産観光係

☎985-4120

☎984-4835

65歳以上で運転に不安を感じている皆さんへ 運転免許自主返納事業を始めます



対象者 松前町に住民登録があり、65歳になった後に有効期限内の運転免許証を自主的に返納した人 ※重度障がい者(児)タクシー利用助成事業の対象者を除きます。

内容 次のいずれかの公共交通機関の乗車券などを1回限り交付します。

(株)伊予鉄グループが発行するICカード 1万円分

(四国旅客鉄道(株))が発行するJR四国旅行券 1万円分

登録されたタクシー事業者で使える初乗り基本料金相当分のタクシー利用助成券 20枚

申請方法 申請書、認め印(朱肉)

使用するものと次のいずれかの書類を町民課に持参してください。伊予警察署で自主返納した場合、支援事業の申請を同時に伊予警察署で行うこともできます。

①運転経歴証明書 ②運転免許取消通知書 ③取り消し後の運転免許証(公安委員会が証明したもの) ④運転免許経歴証明書

※②④は本人確認書類も必要です。※申請書は町のホームページからダウンロードできるほか、窓口にあります。

町民課コミュニティ係 ☎985-4228

今年も行います 町政懇談会

皆さんの声を聞かせてください

昨年引き続き、各地区で町政懇談会を行います。日程は回覧板を通じてお知らせしますので、確認してください。

昨年の町政懇談会で多くの意見をいただいた、小・中学校のエアコン設置については、整備費用を予算化し今年の夏までに完了予定です。

今年も、より多くの皆さんの参加をお待ちしています。



総務課広報情報係 ☎985-4132

平成31年度 義農祭

義農作兵衛の遺徳をしのんで

享保の大飢饉の際、後世に麦種を残すため、自らの命を犠牲にして亡くなった義農作兵衛をしのび義農祭を開催します。

日時 4月23日(火) 10時〜

場所 義農公園

内容 式典、各種特産物などの即売、伝統芸発表

総務課企画政策係 ☎985-4103



出作遺跡の出土品ロビー展 展示物を入れ替えました



出作遺跡とは、西日本を代表する古墳時代の大規模な祭祀遺跡です。町民の皆さんに出作遺跡のことを知ってもらうため、今回は須恵器を中心に表示しています。ぜひご覧ください。

須恵器とは 古墳時代の中期(5世紀前半)に朝鮮半島から伝わった焼成技術で焼いたもの。青く硬く焼

き締まっていることが特長です。

展示期間 6月28日(金)まで

展示場所 役場1階ロビー(情報公開コーナー前)

社会教育課生涯学習係 ☎985-4135

土地・住宅に関する無料相談を行います

土地や住宅のことで分からないこと、困ったことを気軽に相談してください。相談は無料です。

1 ハトのマークの不動産無料相談

主催 伊予宅建協会

日程 毎月10日 13時〜15時(土日祝の場合は翌開庁日)

内容 土地、建物、住まいのこと

場所 庁舎4階402会議室

※7月のみ庁舎4階403会議室で行います。

2 すまいの相談

主催 松前町ボランティア建築士グループ

日程 4月9日(火)、5月7日

(火)、6月11日(火)、7月9日(火)、8月13日(火)、9月10日(火)、10月8日(火)、11月12日(火)、12月10日(火)、2020年1月14日(火)、2月12日(水)、3月10日(火) ※いずれも9時30分〜12時、13時〜15時30分

内容 住宅の耐震工事など

場所 庁舎1階ロビー

実施日と連絡先は毎月のお役立ちカレンダーで確認できます。 ☎985-4124



確定申告が間違っていたら…

▼税額を多く申告していた  
 税務署にある更正の請求書で訂正します。平成30年分確定申告の更正が請求できる期間は、申告期限から5年以内です。

▼税額を少なく申告していた・還付を受けた税額が多かった  
 修正申告をしてください。税務署の調査前に修正申告すれば、過少申告加算税はかかりません。

▼確定申告を忘れていた  
 すぐに確定申告をしましょう。税務署の調査前に申告すれば、無

申告加算税が軽減されます。

●松山税務署(自動音声案内)  
 ☎941-9121

●税務課町民税係  
 ☎985-4110

【事業主の皆さんへ】  
 法人税額が、修正申告や更正・決定で当初より増額になるときは、法人町民税の修正申告が必要です。すぐに修正申告書を提出してください。

●税務課管理収納係  
 ☎985-4109

平成31年度  
 納税の期限

税目	期別	納期限	口座振替日
固定資産税	第1・全期	5月7日	4月25日
	2	7月31日	7月25日
	3	12月25日	12月25日
	4	2020年3月2日	2020年2月25日
軽自動車税	全期	5月31日	5月27日
	第1・全期	7月1日	6月25日
町県民税	2	9月2日	8月26日
	3	10月31日	10月25日
	4	2020年1月31日	2020年1月27日
	第1・全期	7月31日	7月25日
国民健康保険税	2	9月2日	8月26日
	3	9月30日	9月25日
	4	10月31日	10月25日
	5	12月2日	11月25日
	6	12月25日	12月25日
	7	2020年1月31日	2020年1月27日
	8	3月2日	2月25日
	9	3月31日	3月25日

※ 口座振替の人で振替日に残高不足で引き落としできなかった場合は、納期月の翌月10日(1月と5月は15日、金融機関が休業日の場合は翌営業日)にもう一度口座振替します。

●税務課管理収納係 ☎985-4109

4月から国民年金保険料が変わります

平成31年度の保険料は、月額1万6410円です(前年度より70円引き上げ)。

▼保険料の納付

4月上旬に日本年金機構から送られてくる納付書で、毎月の保険料を翌月末までに納めます。納付場所は、金融機関(ゆうちょ銀行を含む)やコンビニエンスストアです。ほとんどの金融機関で口座振替もできます。また、前納を利用すると保険料が割引になります。

▼学生納付特例申請について

所得の少ない学生は、保険料の納付が猶予される「学生納付特例

制度」が利用できます。

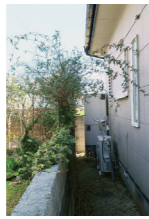
利用を希望する人で、前年度に学生納付特例申請が承認され、はがき式の申請書が送付された人は、必要事項を記入して郵便ポストへ投函してください。

初めて学生納付特例の申請をする人は、学生証か在学証明書(原本)、年金手帳、認め印(朱肉を使うもの)を持参し、町民課か年金事務所へ手続きをしてください。

●松山西年金事務所国民年金課  
 ☎925-5105

町民課住民係  
 ☎985-4106

皆さんの協力で快適な道路に  
 道路に張り出した庭木は剪定を



▼庭木の管理をしっかり

私有地から張り出している庭木などは土地所有者に所有権があるため町で剪定することができません。自宅や所有地の周辺を確認し、張り出している庭木があれば剪定するなどご協力をお願いします。

●まちづくり課管理係  
 ☎985-4156

保険料や税の仮徴収が始まります

保険料や税を年金天引き(特別徴収)で納めている人は、本年度も引き続き年金天引きとなります。保険料(税)額決定までは、原則2月と同額を納めてもらい、10月以降の本徴収で調整します。

▼対象保険料・税  
 ○介護保険料  
 ○後期高齢者医療保険料  
 ○国民健康保険税  
 ○町県民税

●保険課保険料係(保険料のこと)  
 ☎985-4227

●税務課町民税係(税のこと)  
 ☎985-4110

納付月	4	6	8	10	12	2
徴収区分	仮徴収 平成31年2月と同額(町県民税は公的年金に係る30年度税額の1/6相当額)					本徴収 年間保険料(税)額-仮徴収納付額

平成31年度 水道検針・集金事務委託者

委託者名	担当地区
黒瀬 志穂	宗意原・今新開
鍵野 雪乃	北黒田・宗意原
水野 佳代	
佐藤 美佳	北黒田・南黒田
楠野 千恵子	北黒田・新立・宗意原
女鹿 幸子	神崎・塩屋
加藤 初恵	大間・昌農内
増田 恵美	新立・本村
平野 さつき	上高柳・恵久美・横田
坂本 豊	筒井・塩屋
戎屋 多恵子	筒井
河本 重美	西古泉
池内 桂子	北川原・南黒田
山本 真紀	西高柳
渡瀬 紀代	徳丸・中川原・出作・鶴吉
増田 弥生	
川中 知枝	永田・東古泉・大溝
森本 由記美	南黒田・北黒田・宗意原・筒井
堀部 一美	本村・筒井・西古泉
戒田 京子	塩屋
阪東 利美	
西森 文子	北黒田
大野 光	新立

●上下水道課業務係 ☎985-4133

歯を大切に

伊予歯科医師会監修



口と全身の健康のお話

(3) 慢性微小炎症①

~慢性微小炎症を制すれば健康長寿に~

2016年に放映されたNHKスペシャル「あなたもなれる健康長寿」を覚えていますか。その内容は、健康長寿を達成するには、慢性微小炎症の克服が不可欠であるというものでした。

血液検査でCRPという値がよく出てきますが、これは炎症の指標となる数値で、例えば肺炎になると、10mg/dlを超えるような高値となります(正常値は0.3-0.5 mg/dl)。ところが、慢性微小炎症の指標となると、さらに精密に0.1 mg/dl未満の値を測る必要があります。それが高感度CRP (hsCRP) です。最近、動脈硬化や粘膜下がんなどの関連で注目されています(正常値は0.07mg/dl以下)。

2018年、ヨーロッパとアメリカの歯周病学会は歯周病の進行速度を示すグレード分けに新たにこのhsCRPを採用し、HbA1c値と喫煙状態を加味して判定することになりました。歯周病の診断基準に慢性微小炎症と糖尿病の指標を採用したのです。まだ症状は出ていないけれど、目に見えない、わずかなくすぶりがずっと続くことが、健康寿命の延伸に黄色信号をとますのです。

今後は、未病のうちに血液検査の高感度CRPに注視し、わずかなくすぶりに気付きましょう。そして、運動不足や肥満に気を付けるとともに、まずは口の中の慢性微小炎症を放置せずに、歯周病などのチェックを気軽に受け、生涯を健康に保ちましょう。

木造住宅を所有している人へ  
**耐震工事・老朽放置建物の除却を助成します**

**① 木造住宅耐震工事補助**

木造住宅の耐震化のため、建物を補強する工事の費用を助成します。また、耐震工事の補助に必要な耐震診断(住宅の安全性を診断)や耐震設計(補強箇所の設計図書を作成)を無料で行います。今年度から、住宅内の一部に強固な箱型の空間を作って安全を確保する、耐震シェルター設置工事についても補助の対象となりました。



**▼対象住宅**

次の全てを満たす住宅  
・町内で、昭和56年5月31日以前に着工された一戸建ての木造住宅  
・併用住宅のときは、住宅以外の用途の床面積が半分以下の住宅  
・2階建て以下の住宅で、延べ面積が500㎡以下のもの  
※枠組壁工法、丸太組工法、特別な認定を得た工法の住宅は対象外

**▼対象者** 住宅の所有者

**② 老朽放置建物除却**

建物倒壊による災害などを防止するため、次の費用を助成します。

**① 新立・本村の一部地区**

町に寄付してもらった土地にある建物を除却する費用

町内全地区  
倒壊するおそれがある空家を除却する工事の費用の一部

**▼対象建物**

次の全てを満たす建物  
・昭和56年5月31日以前に着工された建物  
・敷地内に所有者、管理者や占有者がおらず放置されている建物  
・倒壊のおそれがある建物

**① ② 共通事項**

**▼受付期間** 4月8日(月) ~ 2020年1月31日(金)

先着順で受け付けます。申請前に窓口で相談してくださいね。



まちづくり課 課計画建築係

985-4124



**松前の防災力**

総務課危機管理係  
☎ 985-4103  
FAX 985-4148

あなたの家は地震に耐えられますか  
**耐震診断・耐震補強をしよう**

松前町公式防災フェイスブックページ



阪神・淡路大震災では、死者の約8割が家屋の倒壊によって命を落としました。自分や家族の命を守り、地震による被害を最小限に抑えるため、住んでいる家のことをもう一度見直してみましょう。

**▶耐震診断を受けましょう**

昭和56年以前に建てられた建物は、古い耐震基準で建てられているため、耐震性に問題がある可能性が高く危険です。56年以降の建物でも、地盤が弱い敷地に建てられた建物や壁・基礎にひび割れがある建物は、耐震診断を受けてみましょう。

**▶地震に強い家に**

耐震診断を受けると、家屋の改善ポイントが明確になります。上で紹介している助成制度を活用しながら住んでいる家の弱点を認識し、具体的な対策をとって地震に強い家にしましょう。

今年度から補助の対象となった耐震シェルター設置工事は、ユニットを建物内に組み付けるだけで施工できるため、安価で工期を短縮できます。耐震補強にもいろんな種類がありますので、無料相談(P.19)を活用するなどまずは専門家に相談してみましょう。